平成２４年（フ）第７５５９号
東京都大田区中央８丁目43－８　ハイツＡ101
債務者　沼倉　　稔
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１号
川崎市中原区市ノ坪358番地１　アーバンキャッスル武蔵小杉501
債務者　齊藤　恭子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第７４０１号
神奈川県小田原市南鴨宮２丁目37―28
債務者　三浦　裕子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５４１号
東京都大田区久が原５丁目33―17―202
債務者　福地千恵子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１９号
静岡県榛原郡川根本町桑野山279番地の１
債務者　和田　　康
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３号
栃木県小山市犬塚４丁目９番地８　グリーンテラス２―101号室、住民票上の住所栃木県栃木市大平町榎本783番地
債務者　石原香緒里
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後３時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第３５６１号
東京都江戸川区西葛西５丁目５―16―402
債務者　西山　襟奈（旧姓美貴）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１１６号
東京都大田区蒲田１丁目26―６―208
債務者　藤好　美紀
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１５５号
東京都江戸川区中葛西８丁目19―14　第１清水ハイツ202
債務者　渡辺　司郎
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１５６号
東京都江戸川区中葛西８丁目19―14　第１清水ハイツ202
債務者　渡辺千賀子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２２２号
東京都港区六本木４丁目４－３―202
債務者　二階堂かおり
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５２７号
東京都足立区東保木間１丁目３－１―803
債務者　唐澤　美子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３４号
静岡県磐田市堀之内1638番地67
債務者　袴田　真史
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９８１号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目２番13号　Ｓ・Ｙハイム301号室
債務者　阿久津光弘
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１３３号
さいたま市浦和区大原１丁目23番10号
破産者　鈴木　浩夫
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７３号
さいたま市桜区大字大久保領家173番地３ベルフォーレ浦和204
破産者　工藤　則夫
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係